

社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会
求職者等に対するセクシュアルハラスメント等に関する基本方針

1 はじめに

社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）は、すべての求職者や学生等（以下「求職者等」といいます。）が安心して求職活動等を行うことができるよう、本会職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の行為を禁止するとともに、必要な措置を講じます。

2 求職者等及び求職活動等の定義

- （１）この方針において「求職者等」とは、本会の求人に応募する者、本会が行う採用に関する活動に参加する者、オープンカンパニー、実習その他これらに類する活動に参加する者をいいます。
- （２）この方針において「求職活動等」とは、求人への応募、採用選考、その他の採用に関する活動並びにオープンカンパニー、実習その他これらに類する活動をいいます。また、職員との対面で行われるもののみならず、電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれるものとします。

3 求職者等に対するセクシャルハラスメント等の定義

本基本方針においては以下の通り、セクシャルハラスメント等を定義します。

（１）セクシュアルハラスメント

求職活動等において、本会職員による性的言動により求職者等に不利益を与えること、又は求職活動等を行う環境を害することをいいます。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当します。

- （２）上記に規定するもののほか、これに類する本会職員の言動により、求職者等に不利益を与え、又は求職活動等を行う環境を害すると判断されるものをいいます。

4 禁止行為

本会職員は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、その言動に注意を払い、求職活動等において、以下の行為を行ってはなりません。

(1) セクシュアルハラスメントにおける禁止行為

- ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③うわさの流布
- ④不必要な身体への接触
- ⑤性的な言動により、求職活動等への意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥交際・性的関係の強要
- ⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行った求職者等に対して、求職活動等に関して不利益な取り扱いをする行為
- ⑧その他、求職者等に不快感を与える性的な言動

(2) その他あらゆるハラスメントとみなされる言動・行為

(3) 求職活動等におけるハラスメントの発生している事実を認めながら、これを黙認する行為

5 求職活動等におけるルール

本会は、求職活動等において職員と求職者等との間で行われる面談、連絡、その他の対応について、次に掲げる事項に留意するものとします。

- (1) 面談等は、適正な時間帯及び透明性の高い公的な場所において行うこと。
- (2) 面談等の内容及び必要性に応じ、複数の職員で対応するなど適切な実施体制を確保すること。
- (3) 求職者等との連絡は、本会が指定する公式な連絡手段により行い、職員の私的な連絡先又は SNS 等を使用しないこと。

6 相談及び苦情への対応

本会は、求職者等からセクシュアルハラスメント等に関する相談や苦情があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

7 プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談及び苦情への対応にあたっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたことや事実関係の確認への協力、その他セクシュアルハラスメント等に関する対応を行ったことを理由として、本会職員、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

8 再発防止

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の事案が生じた時は、事案発生の原因分析とともに職員に必要な研修を行う等、適切な再発防止策を講じます。

9 相談窓口

【 窓口担当 】 総務課

【 連絡先 】 072-838-0400

【 E-mail 】 info@neyagawa-shakyo.or.jp

令和8年10月1日

社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会